

## 委員質問への回答（柏崎市）

第 122 回定例会（8 月 7 日受付分）

### 柏崎市・刈羽村に対する質問

8 月 6 日、市と村はフィルターベントに関する事前了解をしたと報じられている。

柏崎刈羽原発で事故が起これば、その影響は柏崎刈羽にとどまらず、広範囲に及ぶことは福島事故の事実が示している。

- ・ 了解前に、避難計画対象の長岡市等の周辺地域と、どの程度の協議をやって事前了解したのか。
- ・ 協議不要と考えたのならその理由は何か。

質問の主旨は、福島の立地地域からの避難者に対して避難先から、「原発立地地域の対応で迷惑している」とか「立地地域住民が避難するのは自業自得だ」との声があることに心を痛めている者だが、今回また、立地地域が事前了解したことを知り、周辺地域にどれだけ配慮した行為であったか確認しておきたい。

### 柏崎市回答

「柏崎刈羽原子力発電所フィルターベント設備に係る事前了解」につきましては、以下の「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書（以下「協定書」という）」第 3 条の規定に基づき回答したものです。

（計画等に対する事前了解）

#### 第 3 条

丙は、原子力発電施設及びこれと関連する施設等の新增設をしようとするとき又は変更をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

この協定書は、新潟県を甲、柏崎市及び刈羽村を乙、東京電力株式会社を丙として締結されております。従いまして、今回の手続きはあくまでも柏崎市に対しての事前了解の申入れであり、乙である柏崎市が、丙である東京電力株式会社に対しその了解の手続きを執ったものです。

なお、原子力発電所の影響を受ける範囲や、所謂原子力発電所の地元の考え方については、重要な課題と認識しており、引き続き関係者との間で議論が必要であるものと考えております。